

---

# まちづくり政策点検シート(政策別)

---

【平成29年12月27日ヒアリング用：第2部会】

企画政策部政策推進課



## 03 福祉・保健・医療



## ◇ まちづくり政策点検シート ◇

部局名	健康福祉部	基本目標	だれもが健康的に安心して暮らせるえべつをめざします
政策	03_福祉・保健・医療	政策展開の方向性	<p>全ての市民が生涯を通じて健康に過ごせるよう健康意識の向上と健康づくりの推進に努め、病気や怪我をした際には、必要な治療が迅速かつ適切に受けられるよう地域医療体制と市立病院経営の安定を図ります。</p> <p>また、だれもが安心して生活できるよう保険・医療など社会保障制度の周知に努めるとともに、制度の安定した運営を図ります。</p> <p>さらに、障がいのある方や高齢者が、地域でいきいきと自立した生活が送られるようサービスの充実を図るとともに、市民の地域福祉に対する理解を深め、人材を確保することで、地域全体で支え合う体制づくりを推進します。</p>
施策名称	01 地域福祉の充実		

### Plan(現総合計画の内容)

#### ■ 主な施策の内容

取組の基本方針		展開項目
01 地域福祉の充実	(1) 地域福祉活動の推進	社会福祉協議会とともに市民や自治会、福祉団体などと連携し、地域福祉活動を推進することで、地域全体で支え合う体制づくりを進めます。
	(2) 福祉意識の向上と人材の確保	市民に対する啓発活動に努めることで、地域福祉に対する理解を深め、ボランティア活動などに主体的に参加する人材の確保に努めます。

### Do(現在までの取組)

#### ■ 4年間(H26～H29)の主な取組(取り組んだ事業や仕組み化、組織化)

取組の基本方針		4年間(H26～H29)の主な取組
01 地域福祉の充実	(1) 地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期地域福祉計画に基づき、地域福祉を推進する環境づくりのため、相談支援体制の充実や地域福祉の担い手として重要な役割を果たす、民生委員・児童委員や民生委員児童委員連絡協議会、保護司会、社会福祉協議会などの関係機関・団体に対して支援を行った。</li> <li>・社会福祉協議会が実施する「愛のふれあい交流事業」は、安定的な利用が進められており、延べ185自治会が実施した(H28)。</li> <li>・相談窓口として、H27から障害者就労相談支援事業と生活困窮者自立支援事業の2か所増加した。</li> </ul>
	(2) 福祉意識の向上と人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉意識の向上のため、広報誌、ホームページなどで中心の情報を発信するとともに、障がい福祉サービス事業所等を紹介する「えべつナビ」等、独自の広報誌の発行を行った。</li> <li>・多様な出前講座を用意し、事業周知を行った。</li> <li>・ボランティア団体・個人への助成や連絡調整を行うボランティアセンターの安定的な運営により地域福祉を担う人材を確保できるよう、実施主体である江別市社会福祉協議会に対して支援を行い、ボランティア活動の延べ実施人数は7,793人であった(H28)。</li> </ul>

## Check(現在の評価)

取組の基本方針の達成度評価		達成度 ①～③				
開始時点と現在の『成果』進捗 <small>※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価</small>	①向上 ②維持 ③低下	②				
計画期間の『活動』進捗 (方向性) <small>※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価</small>	①方針どおり推進している。(課題なし・順調) ②総合計画策定後、方針に課題が生じている。 ③課題や環境変化により、取組が停滞している。	①				
上記選択肢とした理由	(成果状況)、重点事業である「地域福祉活動支援事業」の進捗状況を示す「ボランティア活動の延べ実施人数」は、6,484人から7,793人となり、1,309人増加(20.2%の向上率)しているが、政策の成果指標である「市と住民が一体となり協力したまちぐるみの福祉が出来ていると思う市民割合」は、総合計画開始時の42.1%から40.0%と2.1ポイント低下(-5.0%の向上率)している。 (原因/活動進捗)ボランティア活動の延べ実施人数は、1,309人増加しており、社会福祉協議会等関係機関との継続的な連携により、地域福祉に対する意識は計画開始時より深まってきていると思われます。一方で、「市と住民が一体となり協力したまちぐるみの福祉が出来ていると思う市民割合」が2.1ポイント低下しているのは、相談窓口の開設等、新たな取組みを展開してきたものの、福祉ニーズの増加や多様化が進んでいることなどが原因と思われます。					
参考指標(施策展開方針計画書から転記)						
政策の成果指標	単位	(初期値)	H26年度	H27年度	H28年度	初期値伸率 H28時点
市と住民が一体となり協力したまちぐるみの福祉が出来ていると思う市民割合	%	42.1	32.6	37.3	40.0	-5.0%
健康だと思える市民割合	%	82.0	80.6	79.6	78.0	-4.9%
自宅で生活している障がいがある方の人数	人	7,600	7,869	7,798	7,637	0.5%
生きがいを感じている高齢者の割合	%	78.9	76.1	74.3	75.9	-3.8%
介護サービスが充実していると思う市民割合	%	92.1	88.2	91.2	89.8	-2.5%
各部が所管する個別計画または重点事業の進捗状況(担当部はW列参照)						
「地域福祉活動支援事業」 ボランティア活動の延べ実施人数	人	6,484	7,224	7,670	7,793	20.2%

## Act(後期計画への見直し)

### ■環境変化

(1) 法改正 (法律名と施行年と主な内容)		
法律・政令等名称	施行年	内容・影響
社会福祉法の一部改正	H30	地域共生社会の実現に向けて地域課題の解決力を強化。
(2) 法改正以外の道、市、市民等の動向(箇条書き)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の身近な相談先として、生活困窮者相談窓口 ぐらしサポートセンターえべつを開設(H27)</li> <li>・地域の身近な相談先として、障がい者就労支援相談窓口 すてら開設(H27)</li> <li>・地域若者サポートステーション(厚生労働省事業)相談窓口が市内に開設</li> </ul>		

当該施策に影響のある分野別計画名称と計画期間、見直し方向性		
計画名称	計画期間	見直し方向性(追加、削除、方向転換内容等)
第3期江別市地域福祉計画	H27～H31	○なし ●あり(計画期間終了に伴う見直し。)
		○なし ○あり( )

後期に向けての課題(法改正対応、指標値改善、社会環境変化への対応等)

国は地域共生社会の実現に向けた取組みを推進しており、社会福祉法の改正等による地域課題解決力の強化を進めている。これまでの取組の基本方針と異なるものではないが、国の政策や社会環境の変化に合わせて取組みを一層推進する必要がある。

■ まちづくり政策の展開項目見直し案

取組の基本方針について、現計画の評価、環境変化、課題を踏まえて、下記を見直し、赤字で記載ください。

① 取り組みの基本方針の名称変更  
 ② (1)・・・についての名称(区分)についての「追加」「削除」「名称変更」  
 ③ 展開項目の文章の加除(変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません))

【見直し検討視点】

下記に該当がある場合は下記表の「見直し検討視点」に該当番号を記載(複数選択可)

番号	内容
①	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しており、取組の基本方針として明示する
②	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しているが、既存の取組方針に包含し、展開項目内の文章に明示
③	法改正に伴い、取組方針を新設、分割して明示する必要がある
④	法改正に伴い、取組方針の展開項目内の文章に明示
⑤	当該施策に影響の大きい分野別計画の方向性をもとに取組方針の構成を見直す
⑥	後期に向けた課題への対応として、取組方針を新設、分割、削除する
⑦	後期に向けた課題への対応を取組方針の展開項目内の文章に明示
⑧	その他
⑨	変更なし

	取組の基本方針	見直し 検討視点	展開項目(改訂文章案)
			※変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません)
0 1 地 域 福 祉 の 充 実	(1)地域福祉活動の推進	⑨	社会福祉協議会とともに市民や自治会、福祉団体などと連携し、地域福祉活動を推進することで、地域全体で支え合う体制づくりを進めます。
	(2)福祉意識の向上と人材の確保	⑨	市民に対する啓発活動に努めることで、地域福祉に対する理解を深め、ボランティア活動などに主体的に参加する人材の確保に努めます。





## ◇ まちづくり政策点検シート ◇

部局名	健康福祉部	基本目標	だれもが健康的に安心して暮らせるえべつをめざします
政策	03_福祉・保健・医療	政策展開の方向性	<p>全ての市民が生涯を通じて健康に過ごせるよう健康意識の向上と健康づくりの推進に努め、病気や怪我をした際には、必要な治療が迅速かつ適切に受けられるよう地域医療体制と市立病院経営の安定を図ります。</p> <p>また、だれもが安心して生活できるよう保険・医療など社会保障制度の周知に努めるとともに、制度の安定した運営を図ります。</p> <p>さらに、障がいのある方や高齢者が、地域でいきいきと自立した生活が送られるようサービスの充実を図るとともに、市民の地域福祉に対する理解を深め、人材を確保することで、地域全体で支え合う体制づくりを推進します。</p>
施策名称	02 健康づくりの推進と地域医療の安定		

### Plan(現総合計画の内容)

#### ■ 主な施策の内容

取組の基本方針	展開項目
02 健康づくりの推進と地域医療の安定	(1)健康増進活動の推進 市民が家庭、学校、職域、地域などで、生涯を通して、積極的に健康づくりや健康増進のための活動を実践、継続できるよう推進します。
	(2)疾病予防・重症化予防の促進 食生活の改善や運動習慣の定着などにより、生活習慣病を予防するとともに、健康診査やがん検診の推進により、疾病の早期発見、早期治療に結びつけ、合併症や重症化の予防に努めます。
	(3)地域医療体制と市立病院経営の安定 安心して医療サービスが受けられるよう関係機関と連携を図り、救急医療体制の確保や病診の連携などにより、地域医療体制の安定を図ります。 市立病院では、診療体制の充実により収益の確保に努め、経営の健全化を推進します。

### Do(現在までの取組)

#### ■ 4年間(H26～H29)の主な取組(取り組んだ事業や仕組み化、組織化)

取組の基本方針	4年間(H26～H29)の主な取組
02 健康づくりの推進と地域医療の安定	(1)健康増進活動の推進 ・健康づくり・健康増進を目的とした講演会、健康教育、健康相談等は年間約800回行い、10,000人以上が参加 ・小学校対象の喫煙予防教室はH28は3校で実施し、教室受講後は「喫煙したい」と回答する生徒数が減少。H29からは中学校にも実施する。
	(2)疾病予防・重症化予防の促進 ・運動では、H27にオリジナルリズムエクササイズ「Eーリズム」を作成。H28の参加者数は2,571人 ・H26から保健センターで子宮・乳がん検診を実施し、子育て中の女性も受けやすいよう託児も行っている。 ・がん検診のH28平均受診率は15.1%。国のがん検診推進(無料クーポン)事業の対象者が縮小で受診率は低下
	(3)地域医療体制と市立病院経営の安定

## Check(現在の評価)

取組の基本方針の達成度評価						達成度 ①～③
開始時点と現在の『成果』進捗 <small>※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価</small>		①向上 ②維持 ③低下				②
計画期間の『活動』進捗 (方向性) <small>※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価</small>		①方針どおり推進している。(課題なし・順調) ②総合計画策定後、方針に課題が生じている。 ③課題や環境変化により、取組が停滞している。				②
上記選択肢とした理由		(成果状況)・学校、職域、地域での健康づくり等の事業回数、参加者数は維持しているが、成果指標である「健康だと思う市民割合」は初期値と比較するとやや減少 (原因/活動進捗)生活習慣病重症化予防の個別指導強化やE-リズム普及などで生活習慣の改善を図っているが健康だと思う市民の割合はやや減少。がん検診は、レディース検診の開始や土・日の検診日を増やすなど受けやすい体制づくりを整えているが、受診率は国の無料クーポン事業の縮小により低下している				
参考指標(施策展開方針計画書から転記)						
政策の成果指標	単位	(初期値)	H26年度	H27年度	H28年度	初期値伸率 H28時点
市と住民が一体となり協力したまちぐるみの福祉が来ていると思う市民割合	%	42.1	32.6	37.3	40.0	-5.0%
健康だと思う市民割合	%	82.0	80.6	79.6	78.0	-4.9%
自宅で生活している障がいがある方の人数	人	7,600	7,869	7,798	7,637	0.5%
生きがいを感じている高齢者の割合	%	78.9	76.1	74.3	75.9	-3.8%
介護サービスが充実していると思う市民割合	%	92.1	88.2	91.2	89.8	-2.5%
各部署が所管する個別計画または重点事業の進捗状況(担当部署はW列参照)						
「健康づくり推進事業」 こころの健康づくりや生活習慣病に関する講座や教育、相談の参加者数	人	9,604	11,483	11,009	10,794	12.4%
「新公立病院改革プラン」 経常収支比率	%	100.4	96.7	92.8		
「新公立病院改革プラン」 不良債務額	千円	313,681	390,550	0		
「新公立病院改革プラン」 医師数	人	54	57	51		

## Act(後期計画への見直し)

### ■環境変化

(1) 法改正 (法律名と施行年と主な内容)

法律・政令等名称	施行年	内容・影響
健康増進法一部改正	H29	健康増進法の健康増進事業として機能訓練を廃止

(2) 法改正以外の道、市、市民等の動向(箇条書き)

- ・H29年に健康都市を宣言。データに基づいた健康づくりを進めていく
- ・国保の医療費分析による生活習慣病の基礎疾患では高血圧、重症化疾患では脳血管疾患の医療費が非常に高額
- ・H23～H26の医療費の推移では、糖尿病合併症が増加

当該施策に影響のある分野別計画名称と計画期間、見直し方向性		
計画名称	計画期間	見直し方向性(追加、削除、方向転換内容等)
えべつ市民健康づくりプラン21(第2次)	H26-35	○なし ●あり (H30に中間評価を行う)
		○なし ○あり( )

後期に向けての課題(法改正対応、指標値改善、社会環境変化への対応等)
・H29の「江別市健康都市」宣言に伴い、食を中心とした健康づくり、子どもの頃からの健康意識を高める取組の強化を図る

## ■ まちづくり政策の展開項目見直し案

取組の基本方針について、現計画の評価、環境変化、課題を踏まえて、下記を見直し、赤字で記載ください。

- ① 取り組みの基本方針の名称変更
- ② (1)・・・についての名称(区分)についての「追加」「削除」「名称変更」
- ③ 展開項目の文章の加除(変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません))

### 【見直し検討視点】

下記に該当がある場合は下記表の「見直し検討視点」に該当番号を記載(複数選択可)

番号	内容
①	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しており、取組の基本方針として明示する
②	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しているが、既存の取組方針に包含し、展開項目内の文章に明示
③	法改正に伴い、取組方針を新設、分割して明示する必要がある
④	法改正に伴い、取組方針の展開項目内の文章に明示
⑤	当該施策に影響の大きい分野別計画の方向性をもとに取組方針の構成を見直す
⑥	後期に向けた課題への対応として、取組方針を新設、分割、削除する
⑦	後期に向けた課題への対応を取組方針の展開項目内の文章に明示
⑧	その他
⑨	変更なし

取組の基本方針	見直し検討視点	展開項目(改訂文章案) ※変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません)
02 健康づくりの推進と地域医療の安定	(1)健康増進活動の推進	⑨ 市民が家庭、学校、職域、地域などで、生涯を通して、積極的に健康づくりや健康増進のための活動を実践、継続できるよう推進します。
	(2)疾病予防・重症化予防の促進	⑨ 食生活の改善や運動習慣の定着などにより、生活習慣病を予防するとともに、健康診査やがん検診の推進により、疾病の早期発見、早期治療に結びつけ、合併症や重症化の予防に努めます。
	(3)地域医療体制と市立病院経営の安定	安心して医療サービスが受けられるよう関係機関と連携を図り、救急医療体制の確保や病診の連携などにより、地域医療体制の安定を図ります。 市立病院では、診療体制の充実により収益の確保に努め、経営の健全化を推進します。



◇ まちづくり政策点検シート ◇

部局名	市立病院	基本目標	だれもが健康的に安心して暮らせるえべつをめざします
政策	03_福祉・保健・医療	政策展開の方向性	<p>全ての市民が生涯を通じて健康に過ごせるよう健康意識の向上と健康づくりの推進に努め、病氣や怪我をした際には、必要な治療が迅速かつ適切に受けられるよう地域医療体制と市立病院経営の安定を図ります。</p> <p>また、だれもが安心して生活できるよう保険・医療など社会保障制度の周知に努めるとともに、制度の安定した運営を図ります。</p> <p>さらに、障がいのある方や高齢者が、地域でいきいきと自立した生活が送られるようサービスの充実を図るとともに、市民の地域福祉に対する理解を深め、人材を確保することで、地域全体で支え合う体制づくりを推進します。</p>
施策名称	02 健康づくりの推進と地域医療の安定		

Plan(現総合計画の内容)

■ 主な施策の内容

取組の基本方針	展開項目
推進2と地域健康づくりの安定	<p>(1)健康増進活動の推進 市民が家庭、学校、職域、地域などで、生涯を通して、積極的に健康づくりや健康増進のための活動を実践、継続できるよう推進します。</p> <p>(2)疾病予防・重症化予防の促進 食生活の改善や運動習慣の定着などにより、生活習慣病を予防するとともに、健康診査やがん検診の推進により、疾病の早期発見、早期治療に結びつけ、合併症や重症化の予防に努めます。</p> <p>(3)地域医療体制と市立病院経営の安定 安心して医療サービスが受けられるよう関係機関と連携を図り、救急医療体制の確保や病診の連携などにより、地域医療体制の安定を図ります。 市立病院では、診療体制の充実により収益の確保に努め、経営の健全化を推進します。</p>

Do(現在までの取組)

■ 4年間(H26～H29)の主な取組(取組組んだ事業や仕組み化、組織化)

取組の基本方針	4年間(H26～H29)の主な取組
02 健康づくりの推進と地域医療の安定	<p>(1)健康増進活動の推進 ・市民の健康意識向上のため、市立病院職員を講師として派遣し、健康寿命を延ばす食生活などをテーマにしたセミナーを開催しました。(平均7件/年)</p>
	<p>(2)疾病予防・重症化予防の促進 ・市が進める市民健康診断に係る各事業に合わせて、大腸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、子宮がん検診等の健康診断を行いました。(年平均552件) ・糖尿病の予防及び重症化防止に向けた生活指導等を行う「糖尿病教室」を市立病院内で開催しました。(月2回) ・平成28年1月から禁煙外来を設けました。(週1回) ・平成29年から、全国ピンクリボン運動に合わせて、10月第3日曜日に乳がん検診(「マンモグラフィーサンデー」)を実施します。(予定)</p>
	<p>(3)地域医療体制と市立病院経営の安定 ・市立病院では、医大大学医局へ継続的に協力要請を行うことで、新たに平成29年度から泌尿器科専門医1名を確保するとともに、総合内科医教育研修センター活用した医師の育成・受入体制の充実を図ったことで、337床の入院病床を維持することができました。 ・看護師の定員充足、診療技術職員の確保やリハビリスタッフの拡充など、病院運営に不可欠な医療職を確保することができました。 ・医師をはじめとする医療職の確保により、急性期医療を担う地域の基幹的医療機関としての診療体制を維持することができました。 ・病院経営の健全化については、平成26年2月に策定した「江別市立病院経営健全化計画」に基づき、診療体制の確保とともに収益性の改善に向けた様々な対策を進めた結果、当該計画の目標である平成27年度までの不良債務の解消を達成することができました。 ・国が進める社会保障と税の一体改革に対応し、最適な医療の提供と収益性の抜本的改革を図るため、平成28年度から診療報酬算定を診断群分類包括評価方式(DPC)に移行するとともに、地域包括ケア病棟の導入を柱とする病棟再編を行い、診療とこれに要する資源投下の最適化を進めたことにより、入院診療単価が3.1%向上しました。 ・一方で、国が進める医療費抑制策(診療報酬の減額改定)、人事院勧告等に伴う人件費の増額、診療用機器の更新、消費税率引き上げの影響などから、病院事業会計の収支を均衡させるには至らず、平成27年度には一般会計から7億5千万円の長期借入を行い、また、平成28年度は一般会計からの約13億9千6百万円の繰入を受けたものの経常収支比率は94.0%となり、約2億6千3百万円の不良債務を生じることとなりました。 ・平成28年度には、診療体制の確保と合わせて更なる経営改善を進めるため、国のガイドラインに沿って、「江別市立病院新公立病院改革プランを策定」しました。 ・医療情報の集約と共有化を図ることで、医療の質の向上と患者サービスを向上させることを目的に、平成25年度から2箇年をかけ、電子カルテをはじめとする院内情報システムを構築しました。 このことにより、医療情報の共有化、迅速な伝達、高度利用が進み、安全性の向上、医療従事者の負担低減にも繋がりました。 ・江別市立病院は、地域医療を担う基幹的医療機関の責務として、隣接する当別町や新篠津村、さらには南空知地区などの医療資源の乏しい地域から患者を受け入れるとともに、近隣自治体への健診業務の支援や医師派遣を実施しました。(派遣数 延228人/年平均) ・近隣自治との地域医療連携をさらに強化するため、院内情報システムにより電子化された医療情報の共同利用を開始しました。 ・高齢化社会に対応した医療の提供を図るため、訪問看護ステーションを中心とする診療体制の維持・充実に努め、在宅診療及び訪問看護の提供を行った。(平成28年度3,881件)</p>

Check(現在の評価)

取組の基本方針の達成度評価						達成度 ①～③
開始時点と現在の『成果』進捗 <small>※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価</small>	①向上 ②維持 ③低下					③
計画期間の『活動』進捗 (方向性) <small>※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価</small>	①方針どおり推進している。(課題なし・順調) ②総合計画策定後、方針に課題が生じている。 ③課題や環境変化により、取組が停滞している。					③
上記選択肢とした理由	<p>(成果状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策目標のうち、医師数については、初期値伸率1.9%で目標である水準維持に到達することができました。</li> <li>・一方で、「経常収支比率」は初期値伸率は6.4%低下、また、「不良債務額」については6.0%の低下と、いずれも目標の水準維持を下回る結果となりました。</li> </ul> <p>(原因/活動進捗)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「医師数」の確保については、総合内科医の教育機関として受入体制を整備することと合わせて、医育大学への派遣要請を継続してきた結果と考えます。</li> <li>・「計上収支比率」「不良債務額」については、収益が計画に届かず、平成27年度には一般会計から7億5千万円を借入れして不良債務額を解消したものの、H28年度には再び不良債務が発生しました。</li> </ul> <p>このことの主たる要因は、入院・外来ともに患者数の減少により収益が伸びないことによるものです。一方、経費については、診療材料費や薬剤費等は削減が進んだものの、人件費は人事院勧告影響などもあり増加しました。</p>					
参考指標(施策展開方針計画書から転記)						
政策の成果指標	単位	(初期値)	H26年度	H27年度	H28年度	初期値伸率 H28時点
市と住民が一体となり協力したまちぐるみの福祉が出来ていると思う市民割合	%	42.1	32.6	37.3	40.0	-5.0%
健康だと思う市民割合	%	82.0	80.6	79.6	78.0	-4.9%
自宅で生活している障がいがある方の人数	人	7,600	7,869	7,798		
生きがいを感じている高齢者の割合	%	78.9	76.1	74.3	75.9	-3.8%
介護サービスが充実していると思う市民割合	%	92.1	88.2	91.2	89.8	-2.5%
各部署が所管する個別計画または重点事業の進捗状況(担当部署はW列参照)						
「健康づくり推進事業」 こころの健康づくりや生活習慣病に関する講座や教育、相談の参加者数	人	9,604	11,483	11,009		
「新公立病院改革プラン」 経常収支比率	%	100.4	96.7	92.8	94.0	-6.4%
「新公立病院改革プラン」 不良債務額	千円	313,681	390,550	0	263,368	-16.0%
「新公立病院改革プラン」 医師数	人	54	57	51	55	1.9%



## Act(後期計画への見直し)

### ■環境変化

(1) 法改正 (法律名と施行年と主要内容)

法律・政令等名称	施行年	内容・影響

(2) 法改正以外の道、市、市民等の動向(箇条書き)

- ・診療報酬と介護報酬の同時改定(平成30年度)
- ・消費税率10%への引上げ(平成31年10月1日)

当該施策に影響のある分野別計画名称と計画期間、見直し方向性

計画名称	計画期間	見直し方向性(追加、削除、方向転換内容等)
江別市立病院新公立病院改革プラン	H28~H32	○なし ●あり(国の診療報酬改定などに合わせて、随時、見直しを行うこととしている)
		○なし ○あり( )

後期に向けての課題(法改正対応、指標値改善、社会環境変化への対応等)

- ・江別市立病院は、近隣自治体を含む地域の基幹的医療機関として、求められる医療を安定的に供給していく責務があります。この責務を果たすためには、病院運営に不可欠な医師をはじめとする医療提供体制の確保、そして、安定的な医療提供を可能とする良好な経営状態の実現が大きな課題であり、また、恒常的に対応を行っていくことが必要な普遍的な課題でもあります。このため、第6次総合計画の後期においても、市立病院では、診療体制の充実と病院経営の健全化を推進することが基本となるものと考えます。
- ・一方で、国が進める社会保障と税の一体改革において、急速な少子高齢化の下、医療制度を持続可能な制度へ再構築するため、総合的な構造改革を進めていくこととしており、また、北海道は「北海道地域医療構想」に基づき、地域毎にバランスのとれた医療機能分化・連携を進め、適切な医療提供体制の構築を進めることとされています。江別市立病院においても、このような国や北海道の動向から、経営形態の見直しや医療提供体制ネットワークの構築や経営形態の見直しなどの新たな課題への対応が必要になることも想定されます。また、平成30年度に予定されている診療報酬と介護報酬の同時改定に適合するため、病床機能や病床数の見直しなどを行うことが必要なることも考えられます。

### ■まちづくり政策の展開項目見直し案

取組の基本方針について、現計画の評価、環境変化、課題を踏まえて、下記を見直し、赤字で記載ください。

- ① 取り組みの基本方針の名称変更
- ② (1)・・・についての名称(区分)についての「追加」「削除」「名称変更」
- ③ 展開項目の文章の加除(変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません))

【見直し検討視点】

下記に該当がある場合は下記表の「見直し検討視点」に該当番号を記載(複数選択可)

番号	内容
①	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しており、取組の基本方針として明示する
②	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しているが、既存の取組方針に包含し、展開項目内の文章に明示
③	法改正に伴い、取組方針を新設、分割して明示する必要がある
④	法改正に伴い、取組方針の展開項目内の文章に明示
⑤	当該施策に影響の大きい分野別計画の方向性をもとに取組方針の構成を見直す
⑥	後期に向けた課題への対応として、取組方針を新設、分割、削除する
⑦	後期に向けた課題への対応を取組方針の展開項目内の文章に明示
⑧	その他
⑨	変更なし

取組の基本方針		見直し 検討視点	展開項目(改訂文章案) ※変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません)
02 健康づくりの推進と地域医療の安定	(1)健康増進活動の推進		市民が家庭、学校、職域、地域などで、生涯を通して、積極的に健康づくりや健康増進のための活動を実践、継続できるよう推進します。
	(2)疾病予防・重症化予防の促進		食生活の改善や運動習慣の定着などにより、生活習慣病を予防するとともに、健康診査やがん検診の推進により、疾病の早期発見、早期治療に結びつけ、合併症や重症化の予防に努めます。
	(3)地域医療体制と市立病院経営の安定	⑨	安心して医療サービスが受けられるよう関係機関と連携を図り、救急医療体制の確保や病診の連携などにより、地域医療体制の安定を図ります。 市立病院では、診療体制の充実により収益の確保に努め、経営の健全化を推進します。



◇ まちづくり政策点検シート ◇

部局名	健康福祉部	基本目標	だれもが健康的に安心して暮らせるえづつをめざします
政策	03_福祉・保健・医療	政策展開の方向性	<p>全ての市民が生涯を通じて健康に過ごせるよう健康意識の向上と健康づくりの推進に努め、病気や怪我をした際には、必要な治療が迅速かつ適切に受けられるよう地域医療体制と市立病院経営の安定を図ります。</p> <p>また、だれもが安心して生活できるよう保険・医療など社会保障制度の周知に努めるとともに、制度の安定した運営を図ります。</p> <p>さらに、障がいのある方や高齢者が、地域でいきいきと自立した生活が送られるようサービスの充実を図るとともに、市民の地域福祉に対する理解を深め、人材を確保することで、地域全体で支え合う体制づくりを推進します。</p>
施策名称	03 障がい者福祉の充実		

Plan(現総合計画の内容)

■ 主な施策の内容

取組の基本方針		展開項目
03 障がい者福祉の充実	(1) 自立的な社会参加の促進	障がいにかかわらず、様々な場面での社会参加が可能となるよう、支援体制の充実を図ります。
	(2) 地域生活への支援	地域で安心して暮らすことができる生活の場を提供することで、自立した生活ができるよう支援の充実に努めます。
	(3) 日常生活への支援	自宅での日常生活へのサービスの提供を通じて、安心して暮らし続けることができるよう支援の充実に努めます。
	(4) 日中活動・就労への支援	日々の活動の機会提供を図り、自立に向けた訓練や仲間・地域との交流ができるよう支援の充実に努めます。また、教育・労働・福祉などの関係機関と連携し、福祉的就労や一般就労などが実現できるよう支援の充実に努めます。

Do(現在までの取組)

■ 4年間(H26～H29)の主な取組(取り組んだ事業や仕組み化、組織化)

取組の基本方針		4年間(H26～H29)の主な取組
03 障がい者福祉の充実	(1) 自立的な社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がい者へのコミュニケーション支援として、手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、市役所内に専任手話通訳者を配置した(H28の通訳派遣件数:545件)。</li> <li>・視覚障がい者に対し、より早く行政やその他の情報を伝えるため、「点字広報」や「声の広報」を発行した(H28の発行数:60部)。</li> <li>・スポーツを通じて、身体障がい者の体力増強や社会参加、交流を推進するため、各種スポーツ大会や教室を実施した(H28の延べ参加者数:569人)。</li> <li>・障がいへの理解を深めるため、小中学生を対象に車椅子や白杖を使った疑似体験を実施した(H28の受講者数:202人)。</li> </ul>
	(2) 地域生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援センターにおいて、障がい者等が社会との交流を図り、社会生活の適応性を高めるため、創作的活動又は生産活動の機会を提供した(H28の実利用者数:8名)。</li> <li>・手話通訳や要約筆記等のボランティア人材を養成するための講座を実施した(H28の修了者数:99人)。</li> <li>・障がい者の相談支援体制を一層充実するため、江別市自立支援協議会(事業所、医療機関、教育機関及び行政等が参加)を開催し、地域課題に対する学習会やグループワークを実施した(H28の延べ参加者数:605人)。</li> </ul>
	(3) 日常生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの特性などに配慮し、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの支給及び補装具の交付等を行った。</li> <li>・障がい者が自立した日常生活、又は社会生活を営むことができるよう、その障がいの程度・状況に応じて日常生活用具の給付や移動支援、日中一時支援等の支援を行った。</li> </ul>
	(4) 日中活動・就労への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者を対象として、自立に向けた訓練(点字や音声パソコン、機織り、歩行訓練等)を行うための講習会を実施し、仲間や地域との交流ができる機会を提供した(H28の受講者数:14人)</li> <li>・障がい者就労の促進を目的として、平成27年に障がい者就労に係る基本相談支援及び定着支援を開始し、相談支援専門員による定期及び随時相談を行った(H28の相談件数:988件)。</li> <li>・庁内への周知などにより、市における障害者就労支援施設からの優先的な物品調達を推進し、障がい者の自立した生活の実現を目指すとともに、広報、ホームページなどを通じて授産製品のPRなどを行った(H28の調達実績額:4,053千円)。</li> </ul>

## Check(現在の評価)

取組の基本方針の達成度評価						達成度 ①～③
開始時点と現在の『成果』進捗 ※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価		①向上 ②維持 ③低下				②
計画期間の『活動』進捗 ※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価		①方針どおり推進している。(課題なし・順調) ②総合計画策定後、方針に課題が生じている。 ③課題や環境変化により、取組が停滞している。				①
上記選択肢とした理由		(成果状況)政策の重点事業の「身体障がい者、知的障がい者並びに精神障がい回復者のうち通所サービス決定者数」は総合計画開始時点の260人から277人と17人増加(6.5%の向上率)、成果指標である「自宅で生活している障がいがある方の人数」は、総合計画開始時点の7,600人から、7,637人と37人増加していますが、向上率は0.5%です。 (原因/活動進捗)「自宅で生活している障がいがある方の人数」が総合計画開始時点から37人増加しているのは、障がいがある方への相談支援体制の充実や障がいの特性などに配慮した障害福祉サービスの提供、就労に関する包括的な相談窓口の新たな設置など、これまでの取組の成果が数値に現れていると思われる。				
参考指標(施策展開方針計画書から転記)						
政策の成果指標	単位	(初期値)	H26年度	H27年度	H28年度	初期値伸率 H28時点
市と住民が一体となり協力したまちぐるみの福祉が出来ていると思う市民割合	%	42.1	32.6	37.3	40.0	-5.0%
健康だと思える市民割合	%	82.0	80.6	79.6	78.0	-4.9%
自宅で生活している障がいがある方の人数	人	7,600	7,869	7,798	7,637	0.5%
生きがいを感している高齢者の割合	%	78.9	76.1	74.3	75.9	-3.8%
介護サービスが充実していると思う市民割合	%	92.1	88.2	91.2	89.8	-2.5%
各部が所管する個別計画または重点事業の進捗状況(担当部はW列参照)						
「心身障害者自立促進交通費助成事業」 身体障がい者、知的障がい者並びに精神障がい回復者のうち通所サービス決定者数	人	260	202	236	277	6.5%

## Act(後期計画への見直し)

### ■環境変化

(1) 法改正 (法律名と施行年と主な内容)		
法律・政令等名称	施行年	内容・影響
障害者総合支援法の一部改正	H30	障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進する。
障害者差別解消法	H28	障がいを理由とする差別等の権利侵害行為や合理的配慮への不提供の禁止
児童福祉法の一部改正	H28	市町村の障がい児福祉計画の策定義務等
障害者雇用促進法の一部改正	H28	法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える等
(2) 法改正以外の道、市、市民等の動向(箇条書き)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道で平成30年度から平成32年度までを計画期間とする「第5期北海道障がい福祉計画」を策定(H29)</li> <li>・道で発達障がいのある子どもを持つ親の不安や悩みを軽減するため、ペアレントメンター制度を実施(H29)</li> <li>・相談支援や障がい者虐待の相談件数の増加</li> <li>・障がい者就労に係る相談支援及び定着支援の増加</li> </ul>		

当該施策に影響のある分野別計画名称と計画期間、見直し方向性		
計画名称	計画期間	見直し方向性(追加、削除、方向転換内容等)
第4期障がい福祉計画	H27～H29	○なし ●あり(計画期間終了に伴う見直し)
第4期障がい者福祉計画	H27～H32	○なし ●あり(計画期間終了に伴う見直し)

後期に向けての課題(法改正対応、指標値改善、社会環境変化への対応等)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設や病院等に入所している障がい者が、地域生活に円滑に移行できるための住居や就労の場の提供。</li> <li>・障がい者の自立した生活を支え、障がい者や家族が抱える問題の解決や適切なサービスの利用に繋げるための、きめ細やかな支援体制の整備。</li> <li>・医療的ケアを要する障がい者への支援や移動支援事業所の確保など、障がい者が必要とする障害福祉サービスや地域生活支援事業を円滑に提供できる体制の整備。</li> <li>・「障がいを理由とした差別の解消」に対する認知度を高め、理解を深めるための取組の推進。</li> </ul>

### ■ まちづくり政策の展開項目見直し案

取組の基本方針について、現計画の評価、環境変化、課題を踏まえて、下記を見直し、赤字で記載ください。

- ① 取り組みの基本方針の名称変更
- ② (1)・・・についての名称(区分)についての「追加」「削除」「名称変更」
- ③ 展開項目の文章の加除(変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません))

#### 【見直し検討視点】

下記に該当がある場合は下記表の「見直し検討視点」に該当番号を記載(複数選択可)

番号	内容
①	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しており、取組の基本方針として明示する
②	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しているが、既存の取組方針に包含し、展開項目内の文章に明示
③	法改正に伴い、取組方針を新設、分割して明示する必要がある
④	法改正に伴い、取組方針の展開項目内の文章に明示
⑤	当該施策に影響の大きい分野別計画の方向性をもとに取組方針の構成を見直す
⑥	後期に向けた課題への対応として、取組方針を新設、分割、削除する
⑦	後期に向けた課題への対応を取組方針の展開項目内の文章に明示
⑧	その他
⑨	変更なし

	取組の基本方針	見直し検討視点	展開項目(改訂文章案)
			※変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません)
03 障がい者福祉の充実	(1) 自立的な社会参加の促進	⑨	障がいにかかわらず、様々な場面での社会参加が可能となるよう、支援体制の充実を図ります。
	(2) 地域生活への支援	⑨	地域で安心して暮らすことができる生活の場を提供することで、自立した生活ができるよう支援の充実に努めます。
	(3) 日常生活への支援	⑨	自宅での日常生活へのサービスの提供を通じて、安心して暮らし続けることができるよう支援の充実に努めます。
	(4) 日中活動・就労への支援	⑨	日々の活動の機会提供を図り、自立に向けた訓練や仲間・地域との交流ができるよう支援の充実に努めます。また、教育・労働・福祉などの関係機関と連携し、福祉的就労や一般就労などが実現できるよう支援の充実に努めます。



◇ まちづくり政策点検シート ◇

部局名	健康福祉部	基本目標	だれもが健康的に安心して暮らせるべつをめざします
政策	03_福祉・保健・医療	政策展開の方向性	全ての市民が生涯を通じて健康に過ごせるよう健康意識の向上と健康づくりの推進に努め、病気や怪我をした際には、必要な治療が迅速かつ適切に受けられるよう地域医療体制と市立病院経営の安定を図ります。 また、だれもが安心して生活できるよう保険・医療など社会保障制度の周知に努めるとともに、制度の安定した運営を図ります。 さらに、障がいのある方や高齢者が、地域でいきいきと自立した生活が送られるようサービスの充実を図るとともに、市民の地域福祉に対する理解を深め、人材を確保することで、地域全体で支え合う体制づくりを推進します。
施策名称	04 高齢者福祉の充実		

Plan(現総合計画の内容)

■ 主な施策の内容

取組の基本方針	展開項目
04 高齢者福祉の充実	(1)地域交流と社会参加の促進 豊富な人生経験を活かし住民同士や地域内の交流等を通じて、いきいきと活動的に暮らす高齢者が増加するよう努めます。
	(2)介護予防と自立生活の支援 高齢者の健康維持・増進のため、介護予防・生活支援サービスを通じて、自立した生活ができるよう支援を進めます。
	(3)在宅福祉サービスの充実 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるとともに、高齢者を介護する家族の負担を軽減する適切なサービスの提供に努めます。
	(4)施設サービス機能の充実 在宅生活が困難な要介護者が、施設で安心して生活を送ることができるよう適切なサービスの提供に努めます。

Do(現在までの取組)

■ 4年間(H26～H29)の主な取組(取り組んだ事業や仕組み化、組織化)

取組の基本方針	4年間(H26～H29)の主な取組
04 高齢者福祉の充実	(1)地域交流と社会参加の促進 ・これまで継続的に実施してきた、高齢者クラブへの支援、高齢者のふれあい入浴デー、シルバーウィークの開催、老人憩いの家の管理運営を実施。(継続)
	(2)介護予防と自立生活の支援 ・介護予防の意識を醸成するとともに、高齢者が主体的に介護予防に取り組むことを支援するために介護予防講座及び介護予防出前講話を実施。(継続) ・高齢者の自立支援方針について多職種が意見交換する地域ケア会議の開始。(H28) ・訪問・通所サービスを地域支援事業として行う介護予防・日常生活支援総合事業の開始。(H29)
	(3)在宅福祉サービスの充実 ・独居高齢者等に対する緊急通報装置の設置や、高齢者向け給食サービス及び除雪支援制度、認知症の人及びその家族に対するやすらぎ支援制度などを実施。(継続) ・住民同士の支え合いの方策などを協議する江別市生活支援体制整備協議体を設置するとともに(H28)、支え合いについての普及啓発・相談・支援を行う生活支援コーディネーターを配置(H29)。 ・認知症の人及びその家族を支援する体制を整備するため、認知症地域支援推進員を配置(H28)するとともに、認知症の人を適切な医療・介護サービスに結びつけるための認知症初期集中支援チームを設置予定(H29)。 ・認知症等により判断能力が十分ではない人に対する成年後見制度の利用支援に向けて、市民後見人養成講座を開催(H27)するとともに、後見実施機関(仮称:江別市成年後見支援センター)を設置予定(H29)。 ・高齢者が住み慣れた地域で適切な医療・介護を受けることができる体制整備及び連携強化を目的として江別市医療介護連携推進協議会を設置。(H28) ・要介護高齢者等が利用する訪問・通所等の介護サービスを提供するとともに、通所を基本として短期入所等を組み合わせた小規模多機能型居宅介護や、定期訪問や随時の対応等を行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護など、在宅の高齢者等の生活を支援する多様な介護サービスを整備。
	(4)施設サービス機能の充実 ・地域密着型介護老人福祉施設(小規模特養1か所(29床))を整備。(H28) ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム1施設2ユニット(18床))を整備。(H29) ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム1か所(50床))を整備。(H29)



## Check(現在の評価)

取組の基本方針の達成度評価		達成度 ①～③				
開始時点と現在の『 <b>成果</b> 』進捗 ※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価	①向上 ②維持 ③低下	②				
計画期間の『 <b>活動</b> 』進捗 (方向性) ※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価	①方針どおり推進している。(課題なし・順調) ②総合計画策定後、方針に課題が生じている。 ③課題や環境変化により、取組が停滞している。	②				
上記選択肢とした理由	<p><b>■「生きがいを感じている高齢者の割合」</b>  <b>(成果状況)</b> 総合計画開始時点の初期値78.9%から平成28年度実績値75.9%と、成果が向上していない。  <b>(原因/活動進捗)</b> 少子高齢化の進展や独居高齢者の増加など、高齢者の生活環境が変化していく中で成果指標が向上していない。今後、介護予防・日常生活支援総合事業による多様なサービスの拡充や住民同士の支え合い体制の構築を図ることにより、高齢者の社会参加の向上や役割の創出が促され、本成果指標の向上余地が見込まれる。</p> <p><b>■「介護サービスが充実していると思う市民割合」</b>  <b>(成果状況)</b> 総合計画開始時点の初期値92.1%から平成28年度実績値89.8%と、成果が向上していない。  <b>(原因/活動進捗)</b> 高齢者や要介護等認定者の増加に対して介護サービス等の従事者は不足状態にあり、また、利用者負担の上昇などの制度変更もあいまって成果指標が向上していない。財源や労働力の制約から介護サービスの供給量を大幅に増やすことは難しいものの、ボランティア等の新たな担い手の育成や在宅の高齢者を支援する多様なサービスの拡充に努めることにより、本成果指標は維持が見込まれる。</p>					
参考指標(施策展開方針計画書から転記)						
政策の成果指標	単位	(初期値)	H26年度	H27年度	H28年度	初期値伸率 H28時点
市と住民が一体となり協力したまちぐるみの福祉が来ていると思う市民割合	%	42.1	32.6	37.3	40.0	-5.0%
健康だと思ふ市民割合	%	82.0	80.6	79.6	78.0	-4.9%
自宅で生活している障がいがある方の人数	人	7,600	7,869	7,798		
生きがいを感じている高齢者の割合	%	78.9	76.1	74.3	75.9	-3.8%
介護サービスが充実していると思う市民割合	%	92.1	88.2	91.2	89.8	-2.5%
各部が所管する個別計画または重点事業の進捗状況(担当部はW列参照)						
「介護保険事業計画」 介護サービス利用者数のうち在宅サービス利用者の割合	%	63.7	63.7	64.8	68.2	7.1%

## Act(後期計画への見直し)

### ■環境変化

(1) 法改正 (法律名と施行年と主な内容)		
法律・政令等名称	施行年	内容・影響
介護保険法の一部改正	H27	要支援者向けサービスの地域支援事業への移行、医療・介護連携の推進、特養の入所条件変更、自己負担を一部2割へ引き上げ、地域密着型通所介護の創設など、地域包括ケアシステムの構築に向けた法改正。
(2) 法改正以外の道、市、市民等の動向(箇条書き)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化率の増加 26.9%(H27.4) → 28.7%(H29.4)</li> <li>・要介護・要支援認定者数の増加 6,197人(H27.4) → 6,471人(H29.4)</li> <li>・介護サービス利用者の増加 4,800人(H27.4) → 5,473人(H29.4)</li> <li>・認知症高齢者の増加(認知症自立度Ⅱa以上) 3,309人(H26.3) → 3,585人(H29.3)</li> </ul>		

当該施策に影響のある分野別計画名称と計画期間、見直し方向性		
計画名称	計画期間	見直し方向性(追加、削除、方向転換内容等)
江別市高齢者総合計画(第6期江別市介護保険事業計画・第7期高齢者保健福祉計画)	H27.4~H30.3	○なし ●あり(3年を1期として作成する計画であり、平成28年10月に設置された「江別市介護保険事業計画策定等委員会」において、計画値に対する実績値の乖離状況等の実行管理・評価を行い、次期計画策定に向けた分析や課題について評価報告書を作成している。) ○なし ○あり( )

後期に向けての課題(法改正対応、指標値改善、社会環境変化への対応等)

- ・高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるように、高齢者の社会参加や住民同士が共に支え合う地域づくりの推進
- ・高齢者自身が主体的に取り組める介護予防活動の推進
- ・認知症等の高齢者に対する初期集中支援や成年後見制度の利用支援の円滑な実施
- ・利用者の状態に応じた適切な医療・介護サービスの提供や在宅生活を支援する多様なサービスの拡充
- ・少子高齢化による労働力不足の状況を踏まえた介護サービスや介護施設の質・量の維持・向上に向けた取組

■ まちづくり政策の展開項目見直し案

取組の基本方針について、現計画の評価、環境変化、課題を踏まえて、下記を見直し、赤字で記載ください。

- ① 取り組みの基本方針の名称変更
- ② (1)・・・についての名称(区分)についての「追加」「削除」「名称変更」
- ③ 展開項目の文章の加除(変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません))

【見直し検討視点】

下記に該当がある場合は下記表の「見直し検討視点」に該当番号を記載(複数選択可)

番号	内容
①	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しており、取組の基本方針として明示する
②	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しているが、既存の取組方針に包含し、展開項目内の文章に明示
③	法改正に伴い、取組方針を新設、分割して明示する必要がある
④	法改正に伴い、取組方針の展開項目内の文章に明示
⑤	当該施策に影響の大きい分野別計画の方向性をもとに取組方針の構成を見直す
⑥	後期に向けた課題への対応として、取組方針を新設、分割、削除する
⑦	後期に向けた課題への対応を取組方針の展開項目内の文章に明示
⑧	その他
⑨	変更なし

取組の基本方針	見直し検討視点	展開項目(改訂文章案) ※変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません)
04 高齢者福祉の充実	(1)地域交流と社会参加の促進	⑨ 豊富な人生経験を活かし住民同士や地域内の交流等を通じて、いきいきと活動的に暮らす高齢者が増加するよう努めます。
	(2)介護予防と自立生活の支援	⑦ 高齢者の健康維持・増進のため、 <b>介護予防に取り組むとともに地域の支え合い体制づくりを進め、自立した生活を送ることができるよう支援を進めます。</b>
	(3)在宅福祉サービスの充実	⑦ 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、 <b>住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供をめざすとともに、</b> 高齢者を介護する家族の負担を軽減する適切なサービスの提供に努めます。
	(4)施設サービス機能の充実	⑨ 在宅生活が困難な要介護者が、施設で安心して生活を送ることができるように適切なサービスの提供に努めます。





## ◇ まちづくり政策点検シート ◇

部局名	健康福祉部	基本目標	だれもが健康的に安心して暮らせるえつをめざします
政策	03_福祉・保健・医療	政策展開の方向性	<p>全ての市民が生涯を通じて健康に過ごせるよう健康意識の向上と健康づくりの推進に努め、病気や怪我をした際には、必要な治療が迅速かつ適切に受けられるよう地域医療体制と市立病院経営の安定を図ります。</p> <p>また、だれもが安心して生活できるよう保険・医療など社会保障制度の周知に努めるとともに、制度の安定した運営を図ります。</p> <p>さらに、障がいのある方や高齢者が、地域でいきいきと自立した生活が送られるようサービスの充実を図るとともに、市民の地域福祉に対する理解を深め、人材を確保することで、地域全体で支え合う体制づくりを推進します。</p>
施策名称	05 安定した社会保障制度運営の推進		

### Plan(現総合計画の内容)

#### ■ 主な施策の内容

取組の基本方針		展開項目
05 安定した社会保障制度運営の推進	(1)生活困窮者への支援	法律に基づく健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、就労支援事業の充実等により、経済的に自立した生活を送れるように支援します。
	(2)国民年金制度の啓発	国民年金制度の啓発により、市民の国民年金への加入漏れや未納を減らし、受給の権利が確保できるように努めます。
	(3)国民健康保険制度の安定	相互に支え合う国民健康保険制度への理解を深めることで、市民の健康増進による医療費の適正化と国民健康保険税の収納率向上を図り、制度の安定運営に努めます。
	(4)後期高齢者医療制度の安定	被保険者の健康の保持増進による医療費の適正化を図り、相互扶助で支えあう後期高齢者医療保険制度を啓発し、保険料の収納率向上と制度の安定に努めます。

### Do(現在までの取組)

#### ■ 4年間(H26～H29)の主な取組(取り組んだ事業や仕組み化、組織化)

取組の基本方針		4年間(H26～H29)の主な取組
05 安定した社会保障制度運営の推進	(1)生活困窮者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法規及び国からの通知に基づき、困窮者への支援を適切に実施した。</li> <li>・生活困窮者自立支援法の施行(H27)に伴い、生活困窮者に対する自立に向けた相談等の支援をH27から実施した結果、相談者数は、H27は320人、H28は255人であった。また、H28に就労準備支援事業及び家計相談支援事業を開始した。</li> </ul>
	(2)国民年金制度の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌への掲載や窓口での制度案内等の啓発を行った。</li> </ul>
	(3)国民健康保険制度の安定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の健康増進と医療費の適正化が図られるよう、国保だよりの発行など国民健康保険制度の周知を行った。</li> <li>・データヘルス計画の分析結果に基づいた特定健康診査などの保健事業の充実に努めた。</li> </ul>
	(4)後期高齢者医療制度の安定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の健康予防に必要な健康診査や脳ドック検診を実施している。</li> <li>・広報による周知に加え、例年の当初賦課や被保険者証更新時に制度のパンフレットを全被保険者に配布している。</li> <li>・後期高齢者医療制度に関する出前講座を実施し、制度の周知を行っている。(H26～H29年間で7件)</li> <li>・保険料改定に際し、広域連合と共同で住民説明会を実施している。(H26、H28)</li> </ul>

## Check(現在の評価)

取組の基本方針の達成度評価						達成度 ①～③
開始時点と現在の『 <b>成果</b> 』進捗 ※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価	①向上 ②維持 ③低下					②
計画期間の『 <b>活動</b> 』進捗 (方向性) ※中間年(H30年度に向けた)達成見込み評価	①方針どおり推進している。(課題なし・順調) ②総合計画策定後、方針に課題が生じている。 ③課題や環境変化により、取組が停滞している。					①
上記選択肢とした理由	保険事業の充実等に努めた結果、年々、特定健診受診率が上がっている。後期高齢者医療制度に関する出前講座のニーズもあるなど市民の制度に関する関心は高く、現年度の後期高齢者医療保険料収納率は99%台を維持しており、一定の市民啓発の効果はあると判断できる。					
参考指標(施策展開方針計画書から転記)						
政策の成果指標	単位	(初期値)	H26年度	H27年度	H28年度	初期値伸率 H28時点
市と住民が一体となり協力したまちぐるみの福祉が出来ていると思う市民割合	%	42.1	32.6	37.3	40.0	-5.0%
健康だと思う市民割合	%	82.0	80.6	79.6	78.0	-4.9%
自宅で生活している障がいがある方の人数	人	7,600	7,869	7,798	7,637	0.5%
生きがいを感じている高齢者の割合	%	78.9	76.1	74.3	75.9	-3.8%
介護サービスが充実していると思う市民割合	%	92.1	88.2	91.2	89.8	-2.5%
各部署が所管する個別計画または重点事業の進捗状況(担当部はW列参照)						

## Act(後期計画への見直し)

### ■環境変化

(1) 法改正 (法律名と施行年と主な内容)

法律・政令等名称	施行年	内容・影響
国民年金法	H29	平成28年11月に成立した「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」が平成29年8月に施行となり、年金受給資格期間が25年から10年に大幅に短縮された。このことにより、納付した保険料が年金受給に結びつきやすくなった。
生活困窮者自立支援法	H27	生活保護に至る前の段階の自立支援対策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う。

(2) 法改正以外の道、市、市民等の動向(箇条書き)

- ・社会福祉協議会が無料職業紹介事業を開始(H28)
- ・認定就労訓練事業所(H29年3月末時点 北海道4、札幌市13、函館市1)
- ・高齢化の進展に伴う後期高齢者医療保険被保険者数の増加(H26.4被保険者数15,170人→H29.4被保険者数16,622人)

当該施策に影響のある分野別計画名称と計画期間、見直し方向性		
計画名称	計画期間	見直し方向性(追加、削除、方向転換内容等)
第3期江別市地域福祉計画	H27～H31	○なし ●あり(計画期間終了に伴う見直し。)
		○なし ○あり( )

後期に向けての課題(法改正対応、指標値改善、社会環境変化への対応等)

(成果状況)後期高齢者医療制度の健康診査の受診率は5～6%で推移している。後期高齢者医療保険料収納率は現年度で99%を維持している。

(原因/活動進捗)後期高齢者医療制度の健康診査については周知はしているものの、後期高齢者は通常の受診が多い状況にある(江別市のH28年度の1人当たり医療費は全道27位)。後期高齢者医療保険料収納率については、様々な周知や、被保険者からの問合せ等への対応によるものと思われます。

■ まちづくり政策の展開項目見直し案

取組の基本方針について、現計画の評価、環境変化、課題を踏まえて、下記を見直し、赤字で記載ください。

- ① 取り組みの基本方針の名称変更
- ② (1)・・・についての名称(区分)についての「追加」「削除」「名称変更」
- ③ 展開項目の文章の加除(変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません))

【見直し検討視点】

下記に該当がある場合は下記表の「見直し検討視点」に該当番号を記載(複数選択可)

番号	内容
①	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しており、取組の基本方針として明示する
②	まち・ひと・しごと総合戦略(地方創生)の内容が、本施策に該当しているが、既存の取組方針に包含し、展開項目内の文章に明示
③	法改正に伴い、取組方針を新設、分割して明示する必要がある
④	法改正に伴い、取組方針の展開項目内の文章に明示
⑤	当該施策に影響の大きい分野別計画の方向性をもとに取組方針の構成を見直す
⑥	後期に向けた課題への対応として、取組方針を新設、分割、削除する
⑦	後期に向けた課題への対応を取組方針の展開項目内の文章に明示
⑧	その他
⑨	変更なし

取組の基本方針	見直し検討視点	展開項目(改訂文章案) ※変更、追加部分を赤字で明示ください(見え消しにする必要はありません)
05 安定した社会保障制度運営の推進	(1)生活困窮者への支援	④ 法律に基づく健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、就労支援事業の充実等により、経済的に自立した生活を送れるように支援します。また、生活保護に至る前の困窮者を対象として平成27年度から実施している、生活困窮者自立支援事業と連携して相談や支援プランを通じて支援を進めます。
	(2)国民年金制度の啓発	⑨ 国民年金制度の啓発により、市民の国民年金への加入漏れや未納を減らし、受給の権利が確保できるように努めます。
	(3)国民健康保険制度の安定	⑨ 相互に支え合う国民健康保険制度への理解を深めることで、市民の健康増進による医療費の適正化と国民健康保険税の収納率向上を図り、制度の安定運営に努めます。
	(4)後期高齢者医療制度の安定	⑨ 被保険者の健康の保持増進による医療費の適正化を図り、相互扶助で支えあう後期高齢者医療保険制度を啓発し、保険料の収納率向上と制度の安定に努めます。

